

平成24年度 熊本市の組織について

H24.7.27

行政経営課

◆政令指定都市移行後、円滑な市政運営を図っていくためには、市民生活に密接な行政サービスの総合的な提供と個性豊かなまちづくりの支援・推進、あるいは、本市の誇りである歴史と文化、豊かな自然や食の恵みなど都市としての高い魅力と個性の国内外に向けた発信などへの取り組みを、迅速かつ着実に遂行できる組織体制づくりが重要である。

◆そこで、まず平成 23 年度は、政令指定都市移行に先駆けて新たに農水商工局と観光文化交流局を設置し、農水産業のさらなる振興や農商工連携強化とともに、観光・コンベンションの振興や国内外との都市間交流、文化・スポーツの振興を一体的に推進する体制を整えたところである。

◆さらに、平成 24 年度については、政令指定都市移行に伴う大都市行政への的確な対応を図るため、各区における総合行政サービスやまちづくりの拠点となる区役所を設置するとともに、本庁組織においては、直接市民を対象とする業務を可能な限り本庁から区役所へ移管し、市全体にかかわる政策企画、総合的な管理・調整などの業務を統一かつ集中的に処理できる体制に再編するなど、政令指定都市にふさわしい簡素で効率的な組織体制を構築したところである。

☆主な局の役割

○企画振興局

【局の設置目的】

指定都市移行後は区役所を中心に地域の個性や特性を活かした区単位のまちづくりの推進を図ることとなるが、本市のまちづくりの指針である「総合計画」や「政令市ビジョン」と整合あるものとして一体的に進められるべきものであることから、区政の推進を行なう市民生活部門と総合的なまちづくり計画の進行管理を行う企画部門を一つの局に再編し、まちづくりの着実な推進を図る。

【局の主な事務】

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 企画調整に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 広聴に関すること。
- (5) 市民生活及び区政に関すること。

○財政局

【局の設置目的】

指定都市は地方自治制度の中で最も権限と財源が充実した都市であり、指定都市移行後は、地方交付税の増額や各種譲与税等の一般財源も増加することとなる。そこで、財政基盤のさらなる強化と効率的な行財政運営を図るため、財政・財産管理に特化した局を設置する。

【局の主な事務】

- (1) 予算、税その他の財務に関すること。

○健康福祉子ども局

【局の設置目的】

指定都市移行に伴い、健康福祉部門・子育て部門の業務のうち、市民に身近な業務については、出来る限り本庁から区役所へ移管することから、本庁組織はスリム化し、市全体にかかわる政策企画、総合的な管理・調整などを、統一かつ集中的な処理を行なう体制とすることが必要となる。そこで、関係性の高い局を統合再編することで簡素で効率的な組織体制を構築し、本庁機能として、市全体にかかわる政策の立案や進行管理、一体的なサービスの推進など総合的な管理・調整を実施する。

【局の主な事務】

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 社会保障に関すること。
- (4) 児童及び青少年の健全育成に関すること。

○農水商工局

【局の設置目的】

本市が全国に誇る農業と水産業のさらなる振興とともに、農水商工連携による高付加価値の加工食品開発や販路開拓などのいわゆる第6次産業化による地域産業の創出・活性化など、農水商工に特化した重点的な政策展開を図る。

【局の主な事務】

- (1) 産業政策に関すること。
- (2) 中小企業の振興育成に関すること。
- (3) 農林業及び畜水産業の振興に関すること。

○観光文化交流局

【局の設置目的】

本市は、全国に誇る貴重な歴史的・文化的遺産と市民文化・芸術文化を数多く有しており、また、スポーツにおいても、全国・世界レベルのアスリートを多数輩出するなど、都市としての高い魅力と個性を持っている。

このような本市の特性を再認識し、観光・コンベンションの振興や国内外との都市間交流、さらには文化・スポーツの振興等の取り組みを一体的に推進し、さらに国内外に向けて発信していくことにより、観光交流をはじめとしたさらなる交流の活性化と文化の振興を図る。

【局の主な事務】

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 文化の振興及び国際交流に関すること。
- (3) スポーツの振興に関すること。

○区役所

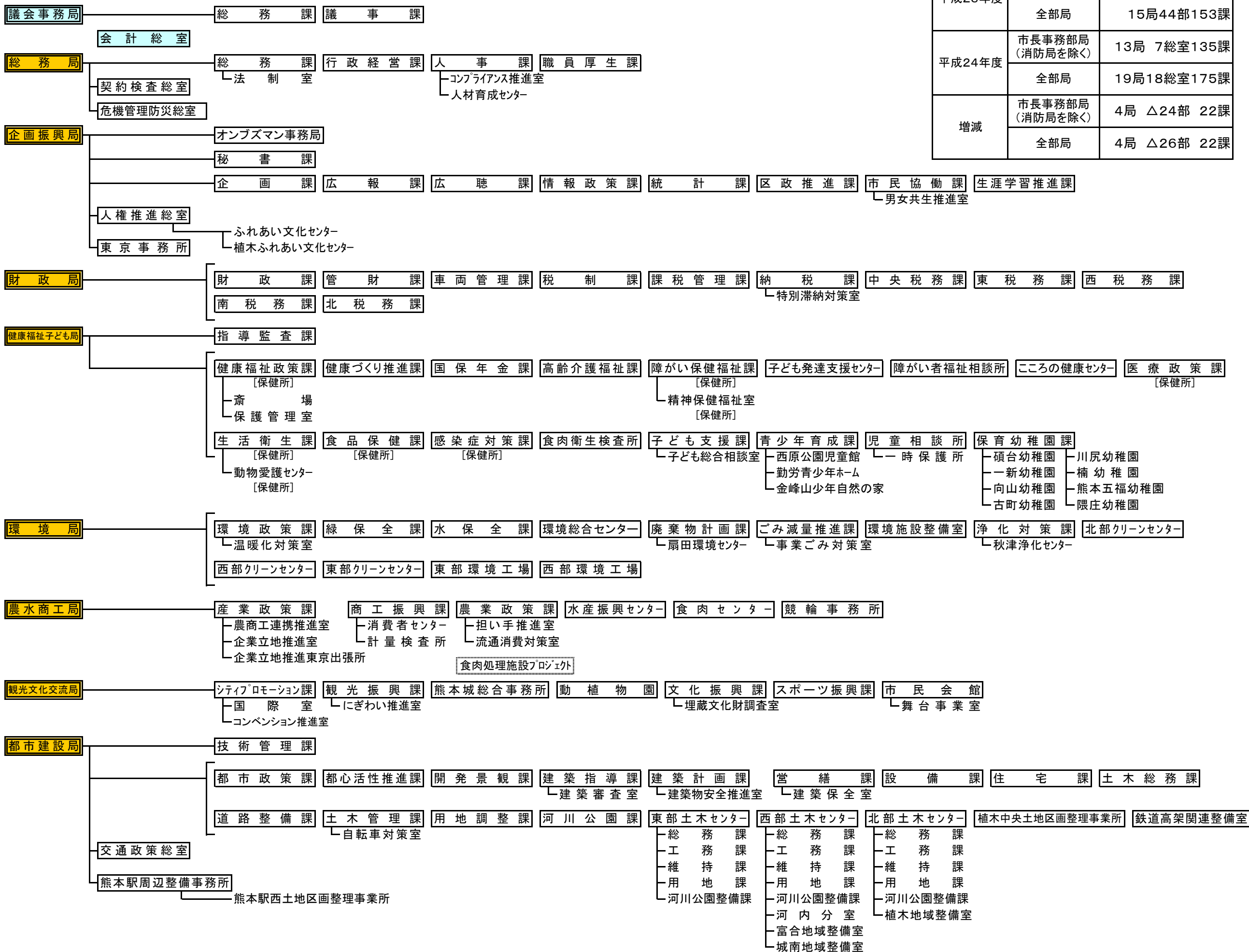
【設置目的】

区役所の組織については、市民により身近なサービスを提供するとともに、地域に密着した特色のあるまちづくりを展開していくために、市民生活に関わりの深い行政事務を総合的に処理できる窓口サービス部門のほか、地域の意見や要望等を区の施策に反映し、市民協働による取り組みを推進する。

具体的には、総務企画課、まちづくり推進課、区民課、福祉課、保護課、保健子ども課、農業振興課を設置。なお、税務課については、本庁の組織として各区役所に設置する。

平成24年度 熊本市機構

資料1



平成23年度	市長事務部局 (消防局を除く)	9局31部113課
	全部局	15局44部153課
平成24年度	市長事務部局 (消防局を除く)	13局 7総室135課
	全部局	19局18総室175課
増減	市長事務部局 (消防局を除く)	4局 △24部 22課
	全部局	4局 △26部 22課

